

船橋市食中毒警報等発令要領

1 目的

夏期における食中毒の多発が予想される時期に、食中毒注意報又は食中毒警報（以下「警報等」という。）を発令し、食品関係業者のみならず市民一般に対して食品の取扱い及びその他の食品衛生に関する注意を喚起させることにより、食中毒発生防止の一助とするとともに食品衛生知識の高揚を図ることを目的とする。

2 実施期間

6月1日から9月30日まで

3 警報等の発令及び広報

千葉県健康福祉部長（以下「県部長」という。）から警報等の発令の連絡を受けたときは、保健所長は、警報等を発令するとともに、警報等伝達系統図（図-1）に基づき関係機関に通報する。

- (1) 通報を受けた機関の長は、当該機関における食中毒の発生予防を徹底するとともに、所管関係機関に連絡する。
- (2) 市庁舎を管理する者は、警報等の発令を表示するなど、来庁者の注意喚起に努めるものとする。

4 警報等の発令期間

- (1) 食中毒注意報の期間は、食中毒注意報発令後食中毒警報の発令期間を除く9月30日までとする。
- (2) 食中毒警報の期間は、県部長からの食中毒警報発令後解除の連絡を受けるまでの期間とする

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

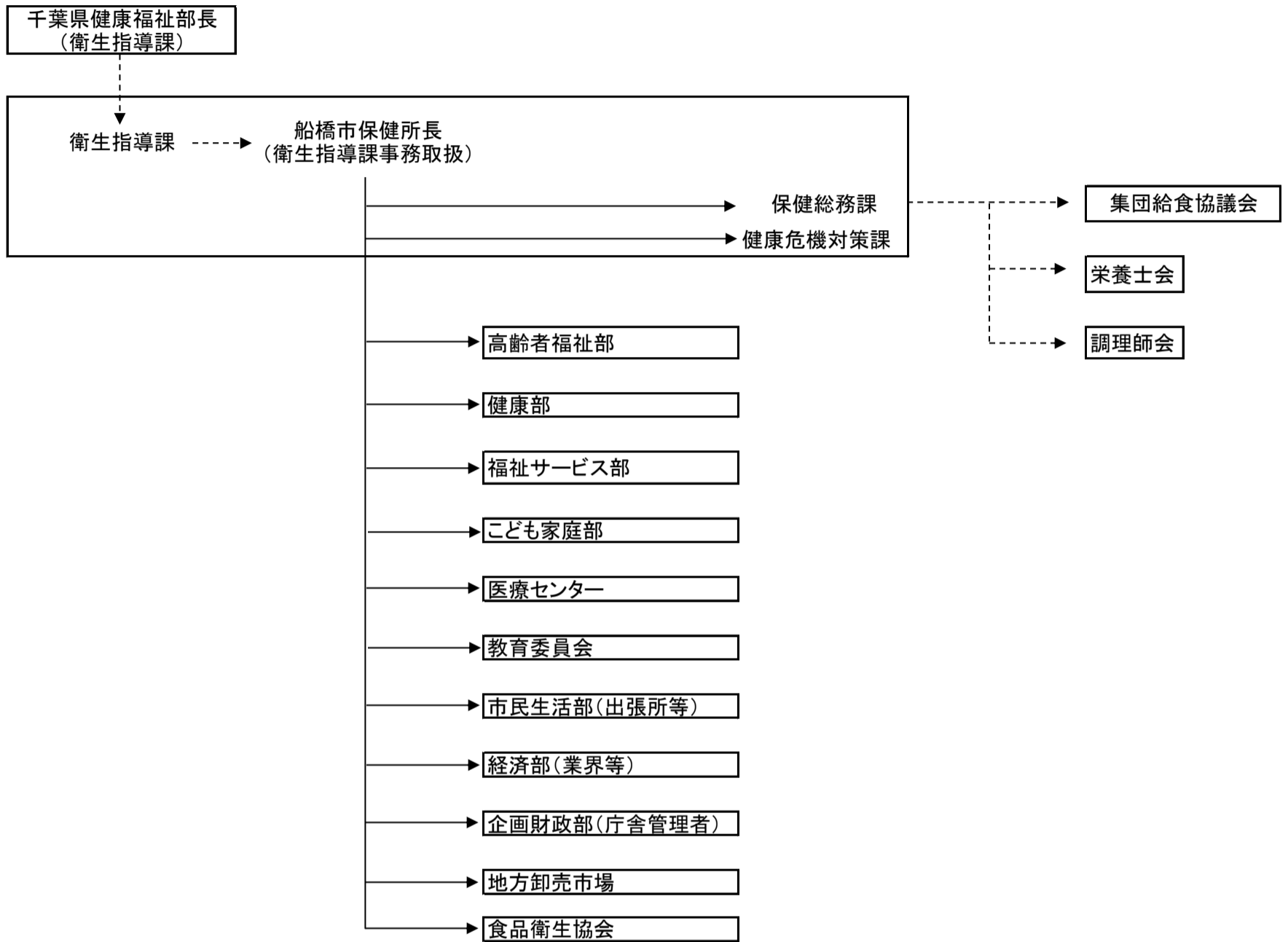
附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

食中毒警報等伝達系統図



- ※ 保健福祉センター庁舎に看板を掲示する。
- ※ 市各部へは筆頭課に連絡し、関係組織、機関へは各部の判断で行うものとする。
- ※ 食品衛生協会は地区別・業種別組合及び特別会員に通知する。
- ※ —▶ 通報を示す。
- ※ -.-▶ 発令の連絡を示す。